

第 25 回商工会特産品コンテスト募集要領

沖縄県商工会連合会

1. 趣 旨

商工会の特産品フェアに出展する商品で、品質・デザイン・アイデアが特に優れているものを表彰することにより、出展者の製造・販売意欲の高揚を図り、商工会地域特産品の販売促進活動に寄与することを目的とする。

2. 対象商品

- ・第 25 回特産品フェア「ありんくりん市」に出展する商品であること。
- ・商品表示等について、関係法令(食品表示法、改正食品衛生法、JAS 法、薬事法、計量法、健康増進法、景品表示法、意匠法、商標法など)を遵守していること。

(1) 食品の部：農産加工品・畜産加工品・水産加工品・漬物・飲料・菓子

※JAS 法の加工食品の定義に該当するもの

(2) 非食品の部：木工芸品・陶磁器・家具・日用品・繊維製品・民芸品・装飾品

3. 応募件数

1 出展業者 1 商品のみとする。

※過去の同コンテストにおいて、「県知事賞(最優秀賞)」を受賞した商品は除く。

4. 表彰の種類

「最優秀賞」及び「優秀賞」、「奨励賞」の 3 種類とし、入賞者には表彰状を授与する。

(1) 「**県知事賞**」(最優秀賞)：食品部門 1 点 非食品部門 1 点

(2) 「**県連会長賞**」(優秀賞)：食品部門 1 点 非食品部門 1 点

(3) 奨励賞：食品部門及び非食品部門より 4 点

(4) 審査委員特別賞：上記(1)から(3)の入賞以外で特に表彰する必要がある商品について授与する。※受賞枠は設けない

※「**県知事賞**」及び「**県連会長賞**」を受賞した事業所は、ありんくりん市会場内受賞者ブース(1 事業者 1 コマ)として出展の一部免除を行う。

5. 応募方法

特産品コンテスト申請書(様式 1 裏面及び別紙)に所要事項を記入し、添付書類等を添えて、所属商工会を經由して、令和 4 年 7 月 29 日(金)までに、電子媒体で商工会連合会へ提出するものとする。

6. 審査の概要

(1) 審査委員

第一次審査は学識経験者、専門家、行政、県連で構成する委員(5 名程度)で実施。

第二次審査は学識経験者、流通関係者、専門家、行政、県連で構成する委員（10名程度）で実施。

（2）審査委員会

審査は2段階審査とする。

第一次審査：書類審査及び商品の試飲食審査を実施し、第一次審査通過商品を選考する。

第二次審査：事業者のプレゼン及び商品の試飲食審査、並びに食品表示等の関係法令に基づいた検査を実施し、受賞商品を選考する。

※審査委員は、上記1の趣旨及び沖縄県商工会特産品コンテスト審査基準に則り、公正厳格な審査を行い、受賞品を選考する。

（3）審査日程等

第一次審査：令和4年8月5日（金） 13:00～17:00 沖縄産業支援センター

※事前に審査用のサンプル商品（食品は試飲食用含む）を提出していただきます。

※第一次審査用に提出いただいた食品（非食品以外の商品）については、返品いたしかねますので、あらかじめご了承くださいませようお願いいたします。

※審査（準備・撤去含む）を行う際、商品の取り扱いについては、最善の注意を払いますが、万一の破損や損傷等が発生した場合、商品の補償はいたしかねますので、あらかじめご了承くださいませようお願いいたします。

第二次審査：令和4年9月2日（金） 13:00～18:30 沖縄産業支援センター

※第一次審査にて選考された商品について、試飲食及び製品機能等の検分を第二次審査で行う。また、第二次審査では、第一次審査通過事業者による商品プレゼンテーションを行うものとする。

※第二次審査当日は、事業者の出席と商品の持参（食品は試飲食用含む）をお願いいたします。

【※審査の詳細日程等については、後日商工会を通じ、通知致します。】

7. 審査発表及び表彰式

審査結果は、プレスリリースとして県内新聞社を通じて発表する。（令和4年9月中旬を予定）。併せてありんくりん市開催初日に、会場内特設ステージにて表彰を行う。

8. 留意事項

今年度の販路開拓推進委員会において、商工会の特産品フェア「ありんくりん市」の出展要領の一部改正がございました。それに基づく出展基準をご確認の上、特産品コンテストにも出品をお願い致します。

9. 問い合わせ先

〒901-0152 那覇市小禄 1831 番地 1 (沖縄産業支援センター604)

沖縄県商工会連合会／企業支援課 本永

TEL:098-859-6150 FAX:098-859-6149

E-mail:moto@oki-shokoren.or.jp